

●香川県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年7月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
高松市塩江町上西甲字下貝ノ股1989の153、1989の155
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため